

# 福島県聴覚障害者情報支援センタービデオライブラリー利用規程

## (目的)

第1条 ビデオやテレビの音声情報を享受できない聴覚障害者に対し、字幕・手話を挿入したDVD・VHS（以下、「ビデオ」という。）の貸出を行い、聴覚障害者の知識・教養の向上を図り、社会参加と自立の促進に資することを目的とする。

## (利用者の範囲)

第2条 利用できるものは、福島県内に住所又は所在地のある次のものとする。

- (1) 聴覚障害者、聴覚障害者児
- (2) 聴覚障害者関係団体、聴覚障害者関係施設、福島県立ろう学校
- (3) その他利用を適当と認めた者又は団体

## (登録の申込み)

第3条 ライブラリーを初めて利用するものは、別記第1号様式による「ビデオライブラリー利用登録申込書」により登録するものとする。

## (登録証の交付)

第4条 福島県聴覚障害者情報支援センター長（以下「所長」という。）は、申込み内容を審査し、登録台帳（別記第2号様式）に登載するとともにビデオライブラリー登録証（別記第3号様式）を交付するものとする。

2 施設長は登録することが適当でないと認めた場合は、登録をしない旨通知するものとする。

## (再登録)

第5条 次の場合は、第3条の申込みを改めて行うものとする。

- (1) 氏名・団体名が変わったとき
- (2) 住所・所在地が変わったとき
- (3) 登録証を紛失したとき

## (貸出の申込み)

第6条 利用しようとする者は、別記第4号様式による「ビデオ・DVD借受申込書」により申し込むものとする。

## (貸出の受付)

第7条 貸出の受付は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日は、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 土曜日は、午前9時から午後零時までとする。
- (3) 休館日は、日曜日・国民の休日に関する法律に規定する祝日及び12月28日から翌年1月3日までとする。

## (貸出本数と貸出期間)

第8条 貸出本数と貸出期間は、次のとおりとする。

- (1) 1回の貸出本数は、3本以内とする。
- (2) 貸出期間は、1週間以内とする。  
郵送の場合は、利用者の手元にある期間が1週間以内とする。  
ただし、所長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。
- (3) ビデオは必ず巻き戻し返却するものとする。
- (4) 次回の貸出は、前回貸出したビデオ返却するものとする。

## (貸出料金)

第9条 貸出料金は無料とする。ただし郵送により返却する場合は利用者の負担とする。

(複製、転貸、有料上映の禁止)

第10条 利用するものは、著作権法上、次の事項は禁止されているので守らなければならない。

(1) ビデオの一部またはすべての複製

(2) 転貸し及び譲渡

(3) 営利等を目的とした有料上映

(貸出の停止)

第11条 ビデオの貸出を受けた者が貸出の約束に違反した場合は、以後の貸出を停止するものとする。

(損害賠償義務)

第12条 貸出を受けた者が、故意又は過失によりビデオを滅失又は損した場合は、損害賠償しなければならない。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。